

電話をもっと、安心・便利にしたい

ナンバー・ディスプレイ/ ナンバー・リクエスト

ひかり電話A(エース)に含まれるサービスです。

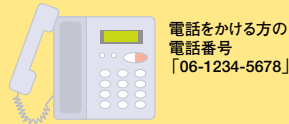
★ナンバー・リクエストはダイヤル式の電話機からは設定できません。プッシュ(トーン)に切り替え可能な電話機については、プッシュ(トーン)に切り替えてご利用ください。

ナンバー・ディスプレイ/ナンバー・リクエスト

電話に出る前に、 かけてきた相手の電話番号がわかります！

かける人

1 相手の電話番号をダイヤル



電話をかける方の
電話番号
「06-1234-5678」

電話番号が伝わるから、
相手も安心！



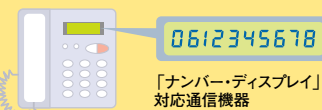
2 電話をかけた方の
電話番号を通知
(例)「0612345678」

5 通話

うける人

「ナンバー・ディスプレイ」ご契約者

3 かけてきた方の電話番号を表示



「ナンバー・ディスプレイ」
対応通信機器

電話に出る前に、
相手の電話番号が
わかるんだ！



4 確認したうえで受話器を上げる

ひかり電話契約ごとのご契約になります

ナンバー・ディスプレイ

月額利用料金 **400**円(税込**420**円) / ひかり電話1契約ごと

工事費 **2,000**円(税込**2,100**円) / 回線

ナンバー・リクエスト

※詳しくはP.67をお読みください。

月額利用料金 **200**円(税込**210**円) / ひかり電話1契約ごと

工事費 **2,000**円(税込**2,100**円) / 回線

★ひかり電話申込時に付加サービスを同時申し込みされると上記、付加サービスの工事費が無料となります。詳しくは販売担当者におたずねください。

お申し込み・サービス内容に係る
お問い合わせ先について



0120-116116

【受付時間】
午前9時～午後9時

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

土曜・日曜・祝日も受付中(年末年始を除きます)。電話番号をお確かめのうえ、「0120」から正しくダイヤルしてください。

ナンバー・ディスプレイとは

- 電話に出る前に、かけてきた相手の電話番号を電話機などのディスプレイに表示するサービスです。
- かけてきた相手が電話番号を通知するか否かによって次のような内容が表示されます。

電話番号通知状況(発信側)		通信機器への表示内容(着信側)
「通知」の場合	ひかり電話・一般電話等	(例)「0612345678」
	公衆電話発信	「公衆電話」、「コウシュウデンワ」または「C」
「非通知」の場合(一般・INSネット・公衆とも)		「非通知」、「ヒツウチ」または「P」
国際電話などで番号を通知できない場合		「表示圏外」、「ヒョウジケンガイ」または「O」「S」


注：ご利用の通信機器によって表示内容が異なる場合があります。

- ★一部を除く国際通話など電話番号を通知できない通話および公衆電話からの通話については電話番号は表示されず、電話番号を通知できない理由(「表示圏外」、「公衆電話」等)が表示されます。
- ★かけてきた相手の利用電話回線が「通常非通知」のご契約になっている場合や、電話番号の前に「184」をつけてかけてきた場合など、かけてきた相手の意思により電話番号を通知しない通話については電話番号は表示されず「非通知」表示となります。
- ★電話をかけてきた相手の方がIP電話から電話をかけてきた場合、電話番号および電話番号を表示できない理由(「非通知」、「表示圏外」等)については各IP電話事業者により異なります。
- ★表示された電話番号に折り返し電話をかけてもつながらない場合があります。

ご利用上の注意事項

【通信機器の確認】

- 本サービスのご利用には、ナンバー・ディスプレイ対応の通信機器やアダプタの設置、およびその設定が必要となります。通信機器にディスプレイがあってもナンバー・ディスプレイに対応していないと電話番号は表示されません。

★ナンバー・ディスプレイシンボルマーク  が目印です。

【通信機器の接続に関する注意点】

- 本サービスの工事日までに現在ご利用の電話機をナンバー・ディスプレイ対応の通信機器などにお取り替えのうえナンバー・ディスプレイ機能を「ON」にしてください。
- ナンバー・ディスプレイに対応していない電話機は、ひかり電話対応機器の該当ポートのナンバー・ディスプレイ設定*を「使用しない」に変更してご利用ください。

※ひかり電話対応機器の各ポートのナンバー・ディスプレイ設定(初期設定)は「使用する」になっています。

★本サービスを利用している回線に本サービス対応以外の電話機を接続した場合は電話がつかない場合があります。万一、本サービスに対応していない電話機を接続した場合、短い断続した呼び出し音の後、通常の呼び出し音が聞こえますので、通常の呼び出し音が変わってから電話に出るようにしてください。通常の呼び出し音が変わるまで5～6秒かかります。

★本サービスを利用している回線に本サービス対応の電話機と本サービスに対応していない自動応答端末(留守番電話機やFAXなど)を同時に接続すると、接続方法によっては番号の表示ができなかったり、途中で通話が切断される場合があります。(通信機器の接続方法については、P.65の接続例をご覧ください)

★追加番号、テレビ電話、ナンバー・リクエスト、ボイスワープ、迷惑電話おことわりサービス、キャッチホン、高音質電話をご利用のお客さまは、P.66の留意事項もあわせてお読みください。

- NTT西日本以外の電話会社を経由した着信も対象となります。
- 加入電話およびINSネットからの着信も対象となります。
- デジタル方式の自動車・携帯電話、PHSおよび地域系電話会社（一部事業者を除く）からの着信も対象となります。詳細については、ご利用の事業者へお問い合わせください。
- 国際電話（一部除く）など電話番号を通知できない着信については、対象となりません。

【通信機器の接続例】

次の例から、お客さまが現在お使いの形態にもっとも近いタイプを選んでご覧ください。

例1 一般電話機とナンバー・ディスプレイ対応アダプタを接続する場合



例2 ナンバー・ディスプレイ対応電話機を1台接続する場合



例3 一般電話機とナンバー・ディスプレイ対応FAXを接続する場合



●番号通知方法（電話をかけるとき）

「通常通知」をお選びの方

今までどおりのかけ方で、電話番号を通知します。ただし、相手の電話番号の前に「184」をダイヤルすると、その発信に限り、電話番号は通知されません。

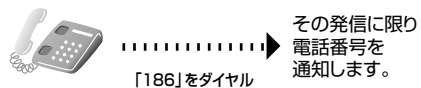
「通常通知」をお選びの場合



「通常非通知」をお選びの方

今までどおりのかけ方で、電話番号を通知しません。ただし、相手の電話番号の前に「186」をダイヤルすると、その発信に限り、電話番号を通知することができます。

「通常非通知」をお選びの場合



★お選びいただいている番号通知方法の変更は、弊社へお申し込みください。

他の付加サービスと合わせてご利用いただく場合の留意事項

■追加番号

- ・追加番号サービスをご契約の際、「ナンバー・ディスプレイ」の電話番号ごとの契約はできません。
- ・「ナンバー・ディスプレイ」を契約いただいた場合、全ての電話番号において、かけてきた方の電話番号が表示されます。ひかり電話対応機器のポートごとにナンバー・ディスプレイの設定が可能です。

■テレビ電話

- ・テレビ電話接続中でも、「ナンバー・ディスプレイ」による電話番号の表示を見ることができます。

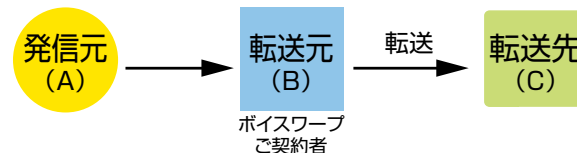
■ナンバー・リクエスト

- ・ナンバー・リクエスト同時設定時に非通知でかかってきた着信に対しては、ナンバー・リクエストの音声メッセージが応答し、着信しません。そのため、電話番号は表示されません。

■ボイスワープ

- ・ボイスワープによる転送先への電話番号通知については、転送の設定状況により以下ようになります。また、転送の設定状況に関わらず、発信元(A)が「184」をダイヤルすると電話番号は通知されません。

<Bがボイスワープを、Cがナンバー・ディスプレイを契約している場合>



転送先(C)には、発信元(A)の電話番号が通知されます。

■迷惑電話おことわりサービス

- ・迷惑電話おことわりサービス利用中に、登録されている電話番号からかかってきて、メッセージで応答した通話は、電話番号などは表示されません。(着信しません)

■キャッチホン

- ・キャッチホンの割り込み着信についても、ひかり電話対応機器の設定により電話番号の表示が可能です。なお、表示するには、キャッチホン・ディスプレイ対応機器の電話機が必要です。
- ・キャッチホン・ディスプレイの機能をご利用になるには、dマークのついたキャッチホン・ディスプレイ対応の電話機が必要です。

■高音質電話

- ・標準音質の音声電話と同様に、着信時に表示します。

ナンバー・リクエストとは

番号非通知の相手には、自動音声で応答します。

- 電話番号を「通知しない」でかけてきた相手に「おそれいりますが、電話番号の前に186をつけてダイヤルするなど、あなたの電話番号を通知しておかけ直ください。」と音声メッセージで応答する機能です。この場合、着信音はなりません。(かけた方には通話料金がかかります。)

★一部の端末では音声メッセージの応答ができず、非課金となる場合があります。(この場合でも着信はしません。)

- ご利用いただくには、ナンバー・ディスプレイのご契約が必要です。

●ナンバー・リクエストの操作手順

- ◆ご契約時は停止状態です。ご利用いただくためには開始の設定が必要です。

①受話器を上げて **148** をダイヤルしてください。

②「ナンバー・リクエストの設定を行います。」「サービスの停止は“0”サービスの開始は“1”というガイダンスが流れます。

★ガイダンスを最後まで聞かずに **0**、**1** のダイヤル操作を行うことができます。(スキップ機能)

【開始するとき】

③ **1** をダイヤルしてください。

④「サービスを開始します。しばらくお待ちください。」「サービスを開始しました。」というガイダンスが流れます。ここで電話を切ってください。ナンバー・リクエストが開始されます。

【停止するとき】

③ **0** をダイヤルしてください。

④「サービスを停止します。しばらくお待ちください。」「サービスを停止しました。」というガイダンスが流れます。ここで電話を切ってください。ナンバー・リクエストが停止されます。

★ナンバー・リクエストでメッセージ応答した場合は着信しません。

★ナンバー・リクエスト契約者が通話中の場合も、ナンバー・リクエストは機能します。

★ナンバー・リクエストの開始・停止の操作には通話料金がかかります。

★自動車・携帯電話(一部事業者)、国際電話(一部除く)からなどの電話番号を通知できない着信、公衆電話からの着信についてはナンバー・リクエストは機能せず、そのまま着信します。

他の付加サービスと合わせてご利用いただく場合の留意事項

■追加番号	・電話番号ごとにナンバー・リクエストのサービス開始/停止を行うことはできません。同一ひかり電話契約の全番号について、同じサービス状態となります。
■ボイスワープ	・ボイスワープの転送機能を利用中に電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、電話は転送されず、かけた人にはナンバー・リクエストのメッセージで応答します。
■迷惑電話おことわりサービス	・「迷惑電話リスト」に登録されている番号からの呼び出しについては、迷惑電話おことわりメッセージが応答し、電話番号等は表示されません。(着信しません)
■キャッチホン	・通話中にあとからかかってきた電話(割り込み電話)が電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、キャッチホンは機能せず、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。
■FAXお知らせメール	・ナンバー・リクエストが優先され、FAXお知らせメールは送信されません。(着信する電話が、電話番号を「通知しない」で、かけている場合)
■着信お知らせメール	・ナンバー・リクエストが優先され、着信お知らせメールは送信されません。
■テレビ電話 ■高音質電話	・標準音質の音声通話と同様に、受信を拒否します。ただし、発信がテレビ電話、高音質電話の場合、網側から発側端末に対して「発信ID通知要請」信号を送信し、発側端末が標準音質の音声通話で自動的に再発信したときのみガイダンス応答します。(ガイダンス応答した通話は、発信者に課金されます。)標準音質の音声にて自動的に再発信しない場合、ガイダンス応答しません。

●「発信者個人情報保護ガイドライン」について

郵政省(現、総務省)は、本サービスにより通知された電話番号が不当に利用されることを防止するため、平成8年11月に「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を制定しました。このガイドラインは、本サービスの事業利用者を対象とし、番号情報の適正利用を促しています。郵政省(現、総務省)は同年11月に関連業界に対しガイドラインの周知を行いました。弊社では、発信電話番号情報を適正にご利用いただくよう、サービスをご利用いただくお客さまに対して、ガイドラインをご理解いただくよう努めるとともに、電話サービス契約約款などに盛り込みました。「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。

発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、発信電話番号等発信者に関する個人情報を通知する電気通信サービス(以下「発信者情報通知サービス」という。)の利用者を対象として、通知を受けた個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、発信電話番号等発信者に関する個人情報及びこれに結合して保有される個人情報を保護することを目的とする。

2. 定義

(1) 発信者個人情報

発信者情報通知サービスにより通知される個人に関する情報であって、当該情報に含まれる電話番号、氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、影像又は音声により当該発信者を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該発信者を識別できるものを含む。)をいう。

(2) 事業用サービス利用者

発信者情報通知サービスを利用する法人その他の団体及び自己が営む事業において発信者情報通知サービスを利用する個人をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。

(3) 記録

コンピューター等による自動処理を行うかどうかにかかわらず、通知された発信者個人情報を後に取り出すことができる状態で保存することをいう。ただし、発信者に対して折り返し通信を行う目的で一時的に発信者個人情報を保存する場合を除く。

3. 発信者個人情報の記録の制限等

- (1) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報を記録する場合には、記録目的を明確にし、その目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。
- (2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の記録を行う場合、情報主体に対し、発信者個人情報を記録すること及び記録目的を告げなければならない。ただし、情報主体が既にこれを知っている場合はこの限りではない。
- (3) 事業用サービス利用者は、コンピューター等による自動処理により発信者個人情報の記録を行う電話番号について、誰もが知り得る簡便でわかりやすい方法で周知しなければならない。

4. 発信者個人情報の利用の制限

事業用サービス利用者は、記録目的の範囲を超えて、発信者個人情報を利用してはならない。

5. 発信者個人情報の提供の制限

事業用サービス利用者は、発信者個人情報を外部へ提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、記録目的にかかわらず、当該個人情報を外部へ提供することができる。

- (1) 発信者が外部への提供について同意した場合
- (2) 法令の規定により提供が求められた場合

6. 不当な差別的取扱いの制限

事業用サービス利用者は、発信者情報通知サービスの利用に際し、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

7. 発信者個人情報の適正管理

- (1) 事業用サービス利用者は、記録目的に応じて発信者個人情報の正確性を保つよう努めなければならない。
- (2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報への不当なアクセス、その紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対して適切な保護措置を講じなければならない。
- (3) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の処理を外部に委託する場合には、契約等の法律行為に基づき、当該発信者個人情報に関する秘密の保持等に関する事項を明確にし、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

8. 事業用サービス利用者の発信者個人情報の開示及び訂正・削除

- (1) 事業用サービス利用者は、情報主体から自己に関する発信者個人情報の開示の請求があった場合、本人であることを確認した上でこれに応じなければならない。
- (2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報に誤りがあり、情報主体から訂正・削除を求められた場合、正当な理由なく、その請求を拒んではならない。
- (3) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の誤りを訂正・削除するまでは、その情報を利用してはならない。

●サービス利用マーク

「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」は、「発信者個人情報の記録を行う電話番号について、だれもが知り得るよう周知すること」と定めています。


サービス利用者は注文受付などにサービスを利用していることを一般のお客さまにお知らせする際に「サービス利用マーク」をご利用ください。

[広告使用例]

ピザ配達のおオーダーは下記の電話番号へ

06-1234-●●●●

受付時間/午前9:00~午後9:00(月・祝日を除く)

 「ナンバー・ディスプレイ」を利用しています。

[名刺使用例]


〇〇商事


営業第一本部

〇 野 △ 夫

〒540-●●●● 大阪府大阪市中央区●●●●●●●●

(06)-1234-●●●●

 「ナンバー・ディスプレイ」を利用しています。

 「ナンバー・ディスプレイ」を利用しています。